



1 南總総第261号  
令和元年7月2日

南丹市議会議員 塩貝 孝之 様  
(市議会議長経由)

南丹市長 西村 良平



### 文書質問回答書

令和元年6月25日付け1南議第195号で南丹市議会議長より送付された文書質問書について、南丹市議会文書質問実施要綱第3条第5項の規定により、下記のとおり回答します。

#### 記

質問者名	塩貝 孝之	担当課	総務部人事課
質問事項	1 参与職について		
質問内容	<p>①参与職の立場について、行政組織における立場を明確にされたい。</p>		
答弁	<p>南丹市組織条例及び南丹市組織規則において、市長公室、部、課、室等の組織を定めるとともに、同規則で市長公室長、部長、次長、課長、室長、参事等の職を定めている。参与職については、支所担当部長、危機管理監、商工観光担当次長、支所担当長などとともに、特命の職として配置したもの。</p>		
質問内容	<p>②参与職の事務分掌について、明確にされたい。</p>		
答弁	<p>南丹市組織規則において、「副市長の事務を補助し、組織の指揮監督、事務事業の企画、立案の助言、処理に関する事務」を所掌事務と定めている。</p>		
質問内容	<p>③廃止した条例において使用していた名称使用の根拠及び地方自治法第158条に照らし合わせた参与設置根拠を示されたい。</p>		
答弁	<p>南丹市参与設置条例は平成22年1月に廃止されている。また、地方自治法第158条は、「普通地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織」に関する規定である。 「参与」の職は、平成31年3月の南丹市組織規則改正で定めたものであり、廃止済みの条例で規定されていた職とは異なる。</p>		

質問者名	塩貝 孝之	担当課	農林商工部農業推進課			
質問事項	2 指定管理者への役員推薦について					
質問内容						
①公益財団法人八木町農業公社に市長印を押印した役員の推薦状を送付されたが、推薦状の正当性を伺う。						
答弁 公益財団法人八木町農業公社の評議委員会から、候補者推薦の意見を求められたことから、同法人の基本財産出資者及び同法人が指定管理を行う施設所有者として推薦状を提出したもの。 また、一般質問後の経過について、特に報告すべき事項はありません。						
質問内容						
②指定管理者である公益財団法人に対し、南丹市と民間企業から同一の推薦状が出されたことについて、公益認定法第5条第11号に照らし合わせて適切であったか伺う。						
答弁 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第11号は、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）が、一般社団法人または一般財団法人の公益認定を行う際の基準を規定したもの。公益財団法人の役員選任に係る推薦は、同法に規定されていない。						